

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 10名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
4番 小林平仁 5番 三本友子 7番 関谷常夫
8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄 10番 小杉義光
11番 櫻井政志
4. 欠席委員 2名 齋藤義夫、山田久栄
5. 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 報告1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
日程第3 議第1号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
議第2号 農用地利用集積計画決定について
議第3号 見附市農地移動適正化あっせん基準の変更について
6. 農業委員会事務局職員
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 葦澤亜紀子

7. 会議の概要

(午後1時30分 開会)

議長 ただ今から、令和6年8月の農業委員会総会を開会いたします。

(関谷会長) 本日は、欠席委員2名、齋藤義夫委員、山田久栄委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員は、10名でございます。よって、総会は、成立しております。また、招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員会におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いいたします。

はじめに、会議録署名委員の指名でございますが、議席番号順となっておりますので、1番 齋藤高央委員、2番 渡邊和明委員の2名にお願いします。

議長
(関谷会長)

報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

事務局
(菊地次長)

「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。

1番から5番、1から2ページになりますが、1件の届出案件であり、それぞれの土地は隣接していますので、まとめて説明します。

申請地目は田及び畑、他27筆、面積合計9,634㎡です。譲渡人は全員で5人です。転用目的は工場及び流通団地の造成、権利種別は売買による所有権移転です。なお、5番の譲渡人は所有者が亡くなられたため相続財産管理人弁護士となります。

6番、申請地目は畑、面積合計232㎡です。転用目的はカーポート、露天駐車場敷地で、権利種別は売買による所有権移転です。

1番から6番まで合計29筆、9,866㎡で、いずれも市街化区域内にある農地であり、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です

議長
(関谷会長)

事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長
(関谷会長)

質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

議長
(関谷会長)

議事に入ります。「議第1号農地法第5条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局
(菊地次長)

議第1号「農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。

申請地目は田、面積3,221㎡のうち、780㎡。転用目的は近隣工事における現場工事事務所の設置及び資材置き場・機材置場で、必要な期間、令和8年3月31日までの一時転用です。権利種別は使用貸借権の設定です。

なお、この申請地は令和5年6月27日に同じ転用目的で一時転用として許可されましたが、期間延長として再度申請がされたものです。申請地は農用地区域内の農地ですが、立地基準としては、他に適当な場所が無く、一時的な利用である場合には認められていて問題ありません。地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の

農地に与える影響はないものと考えられます。

位置図、更正図の写し、同意書等を添付してありますので、あわせて確認をお願いします。説明は以上です。

議長
(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。地区担当委員の三本友子委員より補足説明をお願いします。

三本委員

事務局から説明のあった通り、現在も雨水の整備工事中で、そのため申請地は、事務所や資材置き場になっています。今までも一時転用していたところの延長になります。また、周辺の農地に影響はないと思われ、問題はないと思います。説明は以上です。

議長
(関谷会長)

事務局、地区担当委員の補足説明が終わりました。ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長
(関谷会長)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長
(関谷会長)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長
(関谷会長)

続いて「議第2号 農用地利用集積計画決定について」上程します。事務局より説明願います。

事務局
(荳澤係長)

「議第2号 農用地利用集積計画決定について」説明します。

はじめに農用地利用集積計画、相対による利用権設定です。

利用権の設定は、13筆、合計面積 6,099 m²です。

続きまして、次のページは、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。

利用権の設定は、7筆、合計面積 4,177 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見、質問等ございませんか。

(関谷会長)

(質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(関谷会長)

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(関谷会長)

議長 続いて「議第 3 号見附市農地移動適正化あっせん基準の変更について」上程します。事務局より説明願います。

(関谷会長)

事務局 「議第 3 号見附市農地移動適正化あっせん基準の変更について」説明願います。

(荏澤係長)

はじめに、この基準については、農業委員会法第 6 条第 2 項、及び農業振興地域の整備に関する法律第 18 条により、農用地域内にある土地の農業上の利用を確保するため、農業振興地域整備計画に基づいた、農業経営の規模拡大や集団化その他農地保有の合理化など、各農業委員会で定めるものです。

この基準の改正については、農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、昨年、都道府県および各自治体の基本構想も変更され、見附市でも農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正を行ったところです。これに伴い見附市農地移動適正化あっせん基準のも見直しを行う必要があるため、農林水産省から農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正の通知に基づき、法令の改正や関連事業の改廃を踏まえたものになります。主旨としては、地域計画や目標地図の作成において農業を担う者を位置づけ、権利取得できる者としてあっせんするということになります。

6 ページまでは、見附市農地移動適正化あっせん基準案です。修正部分を赤字で表記してあります。また、後半に新旧対照表をつけていますので、目を通していただければと思います。

それでは変更箇所について掻い摘んで説明します。

【第 3 農用地等の取得要件】では、これまでは、農業を営む者として記されていましたが、農地利用集積円滑化団体と農業者年金基金が除かれ、改

正後は要件を備える農業を営む者になります。

地域計画策定に伴う変更として、【第3 農用地等の取得要件 2】を新設し、地域計画の区域内において、

(1) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法 第19条 第3項に規定する農業を担う者が位置付けられている場合には、その者にあっせんする。

(2) 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせんする。

(3) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんする。

とし、原則、地域計画上の農業を担う者、いわゆる担い手にあっせんする旨を追加します。

【第4 あっせん優先位】は、順位付けの記載をなくす記述に変更しています。また、先の第3でも示された農業を営む者についての変更です。

【第6 あっせん譲受け等候補者名簿の作成】は、「農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす」を追加し、地域計画上の農業を担う者の名簿を兼ねる形となっています。

【第7 あっせん】は、地域計画の区域内においては、利用権設定について農地中間管理機構の活用を促す表現になっています。

以上が主な改正内容となります。この他にも、改正内容に沿った語句の追記や修正、県との手続きに係る追記及び訂正を行いました。

なお、この基準の改正案については、関係団体等との意見協議が必要ということが、実施要領に定められております。そのため今回の総会に諮る前に、県と事前協議を行い、その後、見附市長、長岡農業普及指導センター所長、えちご中越農業協同組合経営管理委員会長、刈谷田川土地改良区・福島江土地改良区・大江筋土地改良区・杉沢土地改良区の各理事長に対し、この変更に係る協議を行い、皆様からは了承を得たものになっています。説明は以上です。

議長

(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

(関谷会長)

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和
6年9月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____